

**平成 29 年度 建設工事等に係る入札・契約制度の見直しについて**

**目的**

建設工事等に係る入札・契約制度について、「適正価格での競争の促進」及び「価格と品質が総合的に優れた内容の契約の実現」の観点から見直すことにより、地元事業者の育成と雇用の確保を図り、もって地域経済の活性化に資することを目的とします。

**建設工事に係る見直し**

**1 最低制限価格制度適用範囲の拡大**

本市では、設計金額 1 億円未満については最低制限価格制度を、1 億円以上については低入札価格調査制度を適用していましたが、最低制限価格制度の適用範囲を「1 億円未満」から「2 億円未満」に拡大します。

**2 最低制限価格等の水準の引上げ**

国の調査基準価格の算定式の見直し（平成 29 年 4 月 1 日実施）に準じて、本市の最低制限価格及び調査基準価格の算定式を見直し、その水準を引き上げます。なお、これに伴い総額失格基準の水準も引き上げます。

**【最低制限価格及び調査基準価格の算定方法】**

[現 行]

$$(\text{直接工事費} \times 0.95 + \text{共通仮設費} \times 0.9 + \text{現場管理費} \times 0.9 + \text{一般管理費} \times 0.55) \times \text{偶発値} \times 1.08$$

[見直し後]

$$(\text{直接工事費} \times 0.97 + \text{共通仮設費} \times 0.9 + \text{現場管理費} \times 0.9 + \text{一般管理費} \times 0.55) \times \text{偶発値} \times 1.08$$

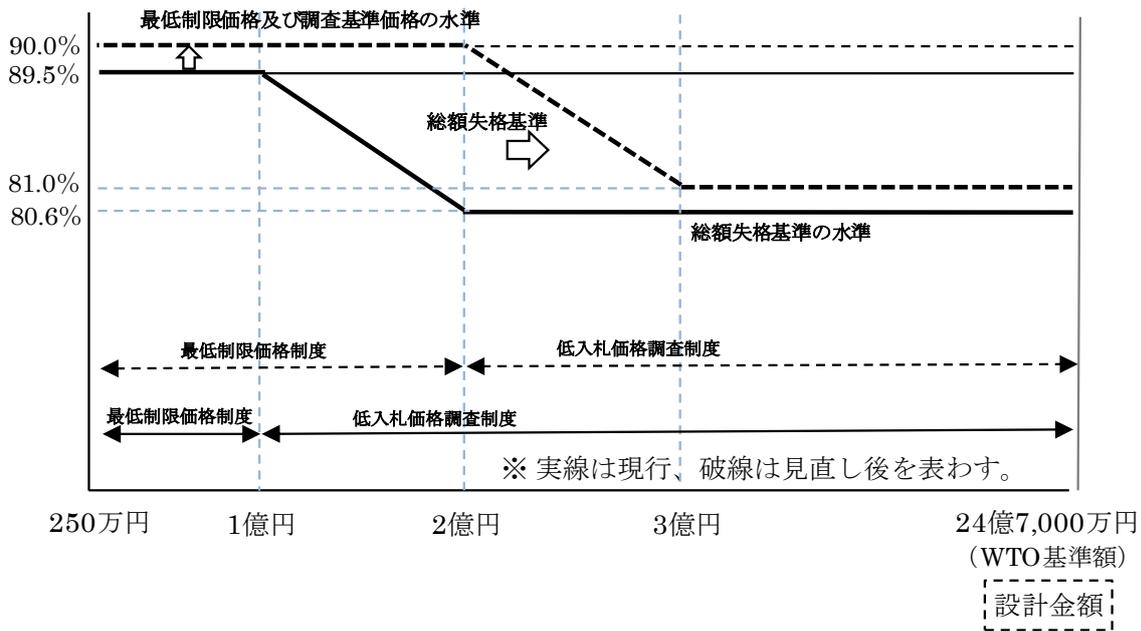
**【総額失格基準の算定方法】**

現 行	見直し後
<p><b>【設計金額 1 億円以上 2 億円未満】</b></p> $S = A \times a + B \times b + C \times c + D \times d$ $a = 0.95 - 0.095(K - 100,000,000) / 100,000,000$ $b = 0.90 - 0.09(K - 100,000,000) / 100,000,000$ $c = 0.90 - 0.09(K - 100,000,000) / 100,000,000$ $d = 0.55 - 0.055(K - 100,000,000) / 100,000,000$	<p><b>【設計金額 2 億円以上 3 億円未満】</b></p> $S = A \times a + B \times b + C \times c + D \times d$ $a = 0.97 - 0.097(K - 200,000,000) / 100,000,000$ $b = 0.90 - 0.09(K - 200,000,000) / 100,000,000$ $c = 0.90 - 0.09(K - 200,000,000) / 100,000,000$ $d = 0.55 - 0.055(K - 200,000,000) / 100,000,000$
<p><b>【設計金額 2 億円以上】</b></p> $S = (S1 \text{と} S2 \text{のいずれか低い価格})$ $S1 = A \times 0.855 + B \times 0.81 + C \times 0.81 + D \times 0.495$ $S2 = (\text{有効入札金額の合計} / \text{有効入札者数}) \times 0.95$ <p>※有効入札とは、S2の算定対象とする入札で、予定価格超過及び予定価格の7割未満の入札を除いたもの。</p>	<p><b>【設計金額 3 億円以上】</b></p> $S = (S1 \text{と} S2 \text{のいずれか低い価格})$ $S1 = A \times 0.873 + B \times 0.81 + C \times 0.81 + D \times 0.495$ $S2 = (\text{有効入札金額の合計} / \text{有効入札者数}) \times 0.95$ <p>※有効入札とは、S2の算定対象とする入札で、予定価格超過及び予定価格の7割未満の入札を除いたもの。</p>

※ Kは設計金額（税込）、Sは総額失格基準額、Aは直接工事費等、Bは共通仮設費等、Cは現場管理費等、Dは一般管理費等とする。

対設計金額割合

イメージ図



### 建設コンサルタント業務等に係る見直し

#### 最低制限価格の水準の引上げ

測量業務及び土木関係建設コンサルタント業務について、国の調査基準価格の算定式の見直し（平成29年4月1日実施）に準じて、本市の設計金額1,500万円未満に係る最低制限価格の算定式を見直し、その水準を引き上げます。なお、これに伴い設計金額1,500万円以上2,500万円未満の水準も引き上げます。

〔 ※ 設計金額2,500万円以上（WTO対象を除く。）  
設計金額（税抜）×2/3×偶発値×1.08（変更なし） 〕

#### 【最低制限価格の算定方法】

設計金額100万円超1,500万円未満

##### 測量業務

###### 〔現行〕

（直接測量費 + 測量調査費 + 諸経費×0.45）× 偶発値 × 1.08

###### 〔見直し後〕

（直接測量費 + 測量調査費 + 諸経費×0.48）× 偶発値 × 1.08

##### 土木関係建設コンサルタント業務

###### 〔現行〕

（直接人件費 + 直接経費 + その他原価×0.9 + 一般管理費等×0.45）× 偶発値 × 1.08

###### 〔見直し後〕

（直接人件費 + 直接経費 + その他原価×0.9 + 一般管理費等×0.48）× 偶発値 × 1.08

##### 地質調査業務（変更なし）

（直接調査費 + 間接調査費×0.9 + 解析等調査業務費×0.8 + 諸経費×0.45）× 偶発値 × 1.08

##### 建築関係建設コンサルタント業務（変更なし）

（直接人件費 + 特別経費 + 技術料等経費×0.6 + 諸経費×0.6）× 偶発値 × 1.08

##### 補償関係コンサルタント業務（変更なし）

（直接人件費 + 直接経費 + その他原価×0.9 + 一般管理費等×0.45）× 偶発値 × 1.08

【見直し後の最低制限価格基準額算定式】

設計金額 1, 500万円以上 2, 500万円未満

業務区分	最低制限価格基準額 (税抜)
測量業務	$A \times a + B \times b1 + D \times d1$
地質調査業務	$A \times a + B \times b2 + k1 \times g + k2 \times h + D \times d3$
建築関係建設コンサルタント業務	$A \times a + B \times b1 + C \times c1 + D \times d2$
土木関係建設コンサルタント業務	$A \times a + B \times b1 + C \times c2 + D \times d1$
補償関係コンサルタント業務	$A \times a + B \times b1 + C \times c2 + D \times d3$
(係数)	
a = 1.00-1/3 (K-15,000,000) /10,000,000	
b1 = 1.00-1/3 (K-15,000,000) /10,000,000	
b2 = 0.90-7/30 (K-15,000,000) /10,000,000	
c1 = 0.60+1/15 (K-15,000,000) /10,000,000	
c2 = 0.90-7/30 (K-15,000,000) /10,000,000	
d1 = 0.48+14/75 (K-15,000,000) /10,000,000	
d2 = 0.60+1/15 (K-15,000,000) /10,000,000	
d3 = 0.45+13/60 (K-15,000,000) /10,000,000	
g = 0.80-2/15 (K-15,000,000) /10,000,000	
h = 0.80-2/15 (K-15,000,000) /10,000,000	

K、A、B、C、D、k1 及び k2 の内容

K：設計金額 (税込み)

A、B、C、D、k1、k2

区分	直接費等		間接費等	
	A	B	C	D
測量業務 ※1	直接測量費 ※4	測量調査費		諸経費
地質調査業務	直接調査費	間接調査費	解析等調査業務 ※5	諸経費
解析等	解析費等 (k1)		諸経費等 (k2)	
建築 ※2	直接人件費	特別経費	技術料等経費	諸経費
土木 ※3	直接人件費	直接経費	その他原価	一般管理費等
	直接人件費	直接経費	技術経費	諸経費
補償	直接人件費	直接経費	その他原価	一般管理費等

※1 道路環境調査(現地調査)、洪水痕跡調査、河川水辺環境調査、水質採水作業、水文観測、交通量調査等の業務を含む。

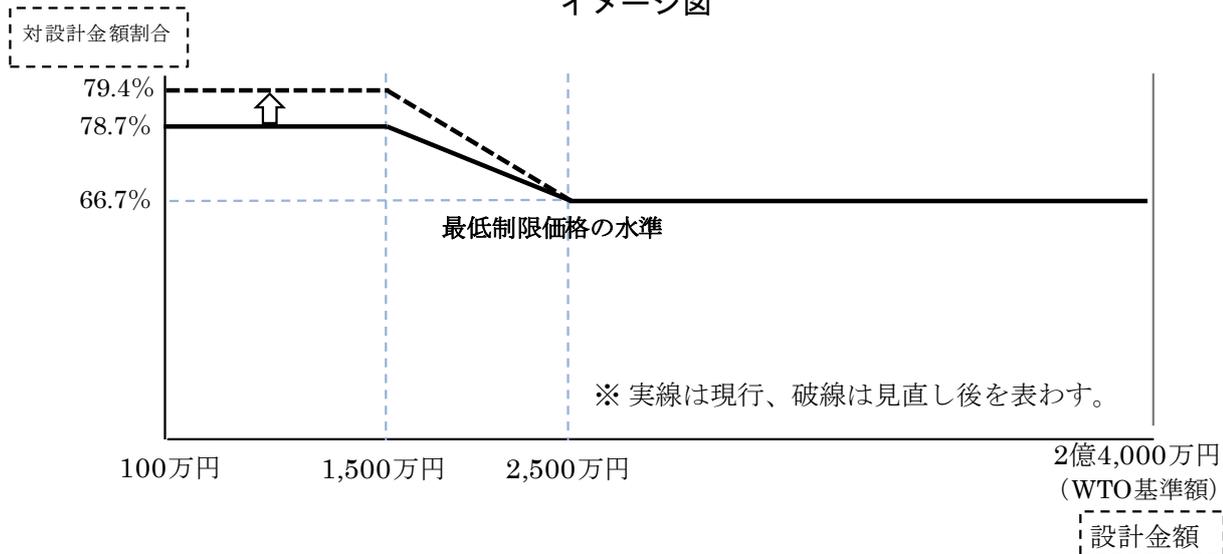
※2 工事監理業務、耐震診断関連業務等の業務を含む。

※3 道路環境調査(既存資料調査)等の業務を含む。

※4 業務によって、直接調査費、直接業務費、直接採水費、直接費と呼ぶ。

※5 解析等調査業務の歩掛は土木関係コンサルタント業務による。

### イメージ図



### 実施時期

上記の建設工事及び建設コンサルタント業務等に係る見直しについては、平成29年9月1日以降に入札公告等を行うものから適用します。